

緑化基金及び緑地保全における感謝状贈呈に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市緑化基金へ寄附した寄附者並びに緑地保全のために本市に土地を寄附した地権者及び特別緑地保全地区に指定した地権者等に対して感謝状を贈呈するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(贈呈基準)

第2条 感謝状を贈呈する基準は、次のとおりとする。

(1) 川崎市緑化基金に関するもの

- ア 1年間における寄附額が10万円以上の寄附者
- イ 1件につき、寄附額が10万円以上の寄附者
- ウ 10年以上継続的に寄附し、かつ寄附の総額が10万円以上の寄附者
- エ その他市長が感謝状を贈呈することが適当であると認めた寄附者

(2) 緑地保全に関するもの

- ア 緑地保全用地の寄附者
- イ 面積が0.5ヘクタール以上の特別緑地保全地区の指定に協力した地権者
- ウ 面積が0.3ヘクタール以上の緑の保全地域の指定に協力した地権者
- エ 面積が1ヘクタール以上の緑地保全協定を締結し、協定期間満了後、引き続き協定を締結した地権者。ただし、初回更新時に限る。
- オ その他市長が感謝状を贈呈することが適当であると認めた者

(贈呈回数)

第3条 前条の基準において、同一の事由による感謝状は贈呈しないものとする。ただし、前条第1号ウ及び第2号オについては、適用除外とするものとする。

(被贈呈者の選考)

第4条 被贈呈者は、贈呈する年度の7月1日を基準として、第2条の基準に該当する者を選考するものとする。

(贈呈時期)

第5条 感謝状の贈呈は、都市緑化月間の期間内に行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。